議案第６４号

関市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和６年１１月２８日提出

関市長　山　下　清　司

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の退職手当に関する条例（昭和３１年関市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１１項第４号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第９項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の関市職員の退職手当に関する条例第１０条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した関市職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。